

仮納骨許可願

宗教法人名
（任意）

殿

代表役員名
（任意）

私儀 今般、左記死亡者の遺骨を、貴法人へ一時期納骨いたしたく仮納骨許可の申請をいたします。
許可されました場合は、別記所定の利用規定を遵守いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

電話番号

記

一、申請理由

一、死亡者名

俗名

行年

歳

死亡年月日

施主名

続柄

一、期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

一、保証人

氏名

印

続柄

年齢

住所 〒

電話番号

仮納骨規定

(利用条件)

第一条 ①当法人への納骨での祭祀方法は当法人の包括法人の宗旨に従っていただきます。

②納骨期間中に年回、命日などでの法要を行う場合は、当法人の宗旨にもとづく儀礼に則って行うものとします。

(利用者の制限)

第二条 ①仮納骨を行うことのできる人は、当法人の檀信徒名簿に記載されている本人及びその二親等とします。

(期間中の管理)

第三条 ①お預かりした遺骨は納骨堂へ納め、その管理者は当法人の代表役員とします。

②無断で納骨堂へ立ち入ることはできません。

③管理費の金額、徴取方法、徴取時期については別に定めた当法人の規定に従って頂きます。

(利用上の手続き)

第四条 ①埋葬許可証の写、申請書、檀信徒以外の人は身分を証明するものを提出していただきます。

②申請の際、檀信徒以外の人は保証人を必要とします。

(利用者の義務)

第五条 ①申請者が死亡した時は、すみやかに当法人に届け出、新たな利用者の変更届を提出するものとします。

②申請者、保証人の住所、電話番号に変更があったときは、すみやかに当法人へ変更届を提出するものとします。

(利用期間)

第六条 ①納骨の期間は、檀信徒は五カ年間、檀信徒以外は一カ年間とします。

②やむをえぬ理由があるときは、再申請によって期間を延長することができます。

(利用許可の取消)

第七条 当法人は申請者が次の事項に該当したときは、勧告を必要とせず利用許可を取り消し、遺骨を返却します。

①申請者が死亡した日から一カ月を経過しても変更届が提出されないとき。

②申請者、保証人の住所、電話番号に変更があっても当法人へ変更届が提出されなかったとき。

③所定の期日までに管理費が納入されなかったとき。

(不可抗力による事故の責任)

第八条 納骨の期間中に起こる自然災害等の不可抗力による事故ならびに第三者によって生じた事故、または盗難等について、当法人には責任はありません。